

# 「協同金融研究会」へのご加入のお願い

2013年6月

協同金融研究会・代表 齊藤 正

協同金融研究会は1993年5月に発足し、1995年7月に「会員制」に移行して、以来、多くの方のご参加を得て、研究会の輪を広げてまいりましたが、今後も更に、皆さんの積極的なご参加をお願いするとともに、周りの方々にも広く呼びかけて、ご参加を募っております。

本研究会では2カ月に1回「定例研究会」を開催し、年1回程度、先進事例学習のため現地視察を実施するとともに、『会報』（ニュースレター）を隔月刊行し、全会員へ送付しております。また、2004年3月以降、産業組合法制定日（1900年3月6日）に前後した日にシンポジウムを開催し、協同組織金融機関の役割や課題について深めてきております。

研究会に加入される方は、以下の「加入申込書」にご記入のうえ、会費を下記事務局宛にご送金下さい。

本研究会の「会則」は裏面の通りです。ご参照ください。

会員には「**個人会員**」（1口 3,000円）と「**賛助会員**」（1口 10,000円）の2種類あります。貴殿の所属機関で「賛助会員」への加入の可能性をご検討いただくと幸いです。

## 【事務局連絡先】

協同金融研究会・事務局（担当：小島・笹野）

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-2-6 麹町本多ビル3B

一般社団法人 日本福祉サービス評価機構気付 Tel & FAX 03-3262-2260

【会費振込先】郵便振替<00170-4-12199（名義）「協同金融研究会」>

または 中央労働金庫本店営業部<（普）9889872（名義）同上>

## 「協同金融研究会」・加入申込書

年 月 日

以下の通り、協同金融研究会に加入します。

（受付日： ）

氏 名	印	種類	個人会員
自 宅 住 所	（〒 ）		
自 宅 電 話		自 宅 F A X	
勤 務 先 名		所 属 ・ 役 職 名	
勤 務 先 住 所	（〒 ）		
勤 務 先 電 話		勤 務 先 F A X	
連 絡 先	1. 自宅 2. 勤務先	会報・送付先	1. 自宅 2. 勤務先
会費支払い方法	1. 現金 2. 郵便振替 3. 中央労働金庫本店営業部		
e-mailアドレス			

\*会費をご送金いただくとともに、本「申込書」を郵送ないしFAXにて事務局宛にご送付ください。

## 協同金融研究会会則

1. 本会は協同金融研究会と称する。
2. 本会の事務所は、以下の日本福祉サービス評価機構内に置く。  
〒102-0083 東京都千代田区麴町3-2-6-3B 日本福祉サービス評価機構気付
3. 本会は、協同金融に関する情報・調査・研究を通じて、協同金融の意義・役割を深め、広くその特徴を普及させることを目的とする。
4. 本会は、前条の目的達成のために、以下の事業を行うものとする。
  - (1) 定例の研究会の開催
  - (2) 講演会やシンポジウムの開催
  - (3) 調査・研究のための活動
  - (4) 機関誌等の発行
5. 本会の会員は本会の目的・事業に賛同し、本会則を認め、年間3,000円の会費を一括納入し、研究会等参加するものとする。
  - (1) 会員は、本会運営について、平等の発言及び1人1票の権利を有する。
  - (2) 会員は、機関誌を無料購読できる。
  - (3) 会員は、研究会に参加費を納入の上、参加できる。
  - (4) 会員は、協同金融に関する情報や講師幹旋を受けられる。
6. 本会の目的・事業に賛同し、年間1口1万円以上の賛助金を納入する団体および個人を賛助会員とする。賛助会員は、機関誌を無料購読できるほか、協同金融に関する情報や講師幹旋を受けることができる。
7. 会員以外の者も参加費を納入すれば研究会等に参加できるものとする。
8. 本会の運営のために、以下の組織を設置する。
  - (1) 本会の会則、事業計画および予算、決算を決定するために総会を開催する。
  - (2) 本会に以下の役員をおく。
    - ①代表者、②事務局長、③会計責任者
  - (3) 代表は本会を総括する。
  - (4) 事務局長は代表を補佐し、事務局運営の総括的な責任者としての任にあたる。
  - (5) 会計責任者は代表および事務局長の指示に基づき、会計事務を統括する。
  - (6) 本会の会計監査を行うため、監事を置く。
9. 本会に顧問を置くことができる。顧問は、総会において選出する。

2003年5月29日改正

2010年5月20日改正

2013年5月17日改正